

II. 何栄功*

中国における薬物犯罪の動向及び 刑事政策の展望

張 小 寧** (訳)

薬物犯罪は、現在、世界各国が共に直面している難題である。中国も例外ではない。かつて、中国は長い間アヘンに害されていた。1949年10月に中華人民共和国が成立してから数十年の間、特別の社会環境により、薬物は内陸では禁絶状態にあった。その際、中国は「無毒¹⁾国(薬物なし国)」と称されていた¹⁾。薬物が再び氾濫し始めたのは、改革開放が始まったときである。1980年代、薬物の国際消費市場からのインパクトにより、薬物は再び中国に入り、西南部の雲南省及び広西自治区から輸入され、全国に浸透・蔓延しており、深刻な社会問題になった²⁾。過去30年の薬物犯罪(薬物濫用も含まれる)の歴史を振り返れば、「撲滅の過程で発展し、管理の過程で蔓延している」という特徴及び趨勢が見られる。本稿は、中国における近年の薬物犯罪の主な特徴を検討し、その薬物犯罪に関する刑事政策について回顧し、改めて考えようとするものである。

1. 中国における過去20年来の 薬物犯罪の特徴及び趨勢

まず、説明すべきことは、これまで、中国政府が社会のある時期の全国的薬物犯罪の統計データを公開したことはないということである。そのため、本稿で使われ

* か・えいこう 武漢大学法学部副教授

** ちょう・しょうねい 山東大学(威海)法学部副教授

i) 麻薬及び覚せい剤を含む薬物は、中国語で「毒品」という。そのため、中国語では、薬物犯罪は「毒品犯罪」といい、薬物禁止は「禁毒」という。本訳文は、中国語の「毒品」を統一的に「薬物」と訳している。

1) 鄭蜀鏡『薬物犯罪に対する法律の適用』(中国：人民法院出版社、2001) 8頁。

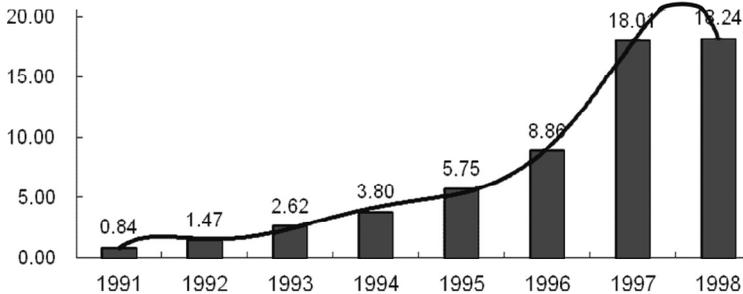
2) 許惠宏「薬物犯罪の情勢と抑止の対策」江蘇警官学院学報2011年1号125頁。

る資料は、過去12年間の国家薬物禁止委員会ⁱⁱ⁾により発表された「薬物禁止年度報告」及びその他のデータによるものである³⁾。その資料によると、近年の中国における薬物犯罪の主な特徴は以下のとおりである。

(1) 事件及び違法行為者・犯罪者の数を見れば、20年来中国における薬物犯罪の数は全体的に上昇しているが、最近では上昇の速度が緩やかになっている。

① 1991年から1998年まで、薬物犯罪は急速に上昇してゆく⁴⁾。国家薬物禁止委員会により発表された「2000年薬物禁止報告」の「添付資料」によると、この9年間、摘発された事件及び捕まった違法行為者・犯罪者の数は急速に上昇している。具体的内容は表1と表2に示したとおりである⁵⁾。

表1 1991～1998年に摘発された薬物犯罪の事件数（万件）



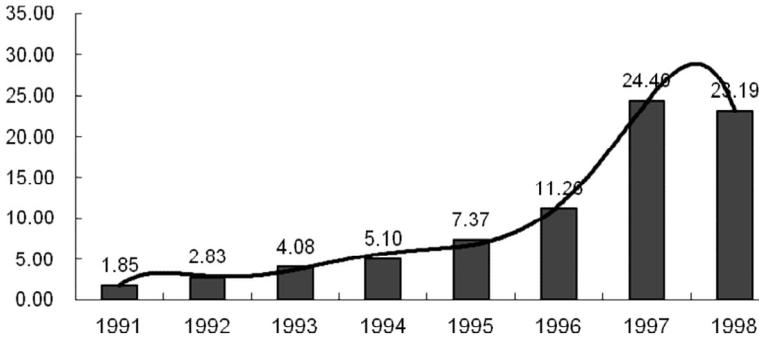
ii) 中国語では「国家禁毒委员会」といい、国家薬物禁止委員会という意味である。国家薬物禁止委員会は、中国における薬物禁止の最高の指導機関であり、1990年に設立された。その主な職責は、薬物禁止に関する措置及び政策の制定、薬物に関する重大な問題の調和、全国における薬物禁止の仕事の指導である。

3) 2000年から、国家薬物禁止委員会は毎年度「薬物禁止報告」を発表し、2012年まで12回発布した。2000年の年度報告の添付ファイルでは、1991年から2000年までの薬物犯罪及びその禁止状況を載せている。

4) 注意すべきことは、1991年～1998年と1999年～2011年の二つの期間中、薬物禁止報告の統計データの基準が異なっていることである。前者の基準は、摘発された薬物違法・犯罪の事件数及び捕まえた違法・犯罪者の数である。後者の基準は、摘発された薬物犯罪の事件数及び捕まえた犯罪者の数である。

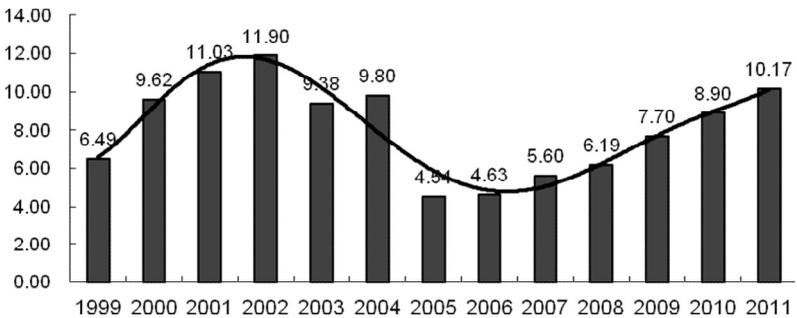
5) 国家薬物禁止委員会の「2000年度薬物禁止報告」を参照されたい。

表2 1991年～1998年に捕まった薬物違法行為者・犯罪者の数（万人）



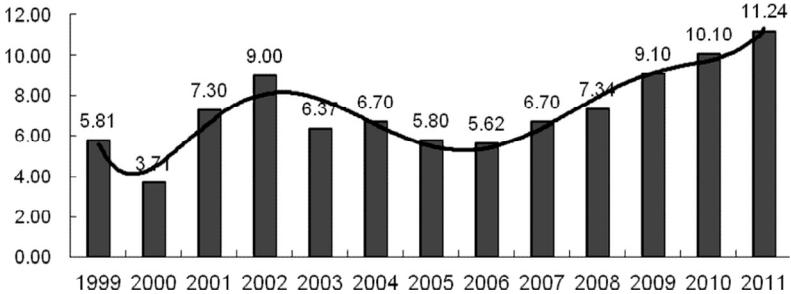
② 1999年から2003年までの間、全体的には、薬物犯罪は上昇してゆくが、起伏が少しあった。「薬物禁止報告」によると、1999年から2004年まで、摘発された事件及び捕まった違法行為者・犯罪者の数はともに上昇しているが、2003年から2005年まで、その数は減ってゆく。特に、2005年に摘発された事件の数は4.45万であり、捕まった違法行為者・犯罪者の数は5.80万であり、両方とも1999年の数（事件は6.49万件であり、違法行為者・犯罪者は5.81万人である）より少ない。しかし、2005年から2011年までの間に、薬物犯罪は再び上昇している（表3及び表4を参照されたい）⁶⁾。そのため、全体的見れば、この時期の薬物犯罪は上昇する傾向にある。

表3 1999年～2011年に摘発された薬物犯罪の事件数（万件）



6) 国家薬物禁止委員会の「2000年度薬物禁止報告」～「2012年度薬物禁止報告」を参照されたい。

表 4 1999年～2011年に捕まった薬物違法行為者・犯罪者の数 (万人)



③ 薬物犯罪の上昇速度では、2005年以降は明らかに緩やかになってくる。以上の表3と表4のように、2005年から、薬物犯罪は再び上昇してゆくが、1991年から1998年までの上昇の速度より緩やかである。詳しくいえば、Ⅰ. 摘発された事件の数では、1991年から1998年までの数は20.71倍増えて、年の平均上昇率は55%である。2005年から2010年までの数は1.24倍増えて、年の平均上昇率は14.39%である。Ⅱ. 捕まった違法行為者・犯罪者の数では、1991年から1998年までは11.54倍に増え、年の平均上昇率は43.51%である。2005年から2010年までは0.94倍に増えたが、年の平均上昇率は11.68%でしかない。

(2) 薬物犯罪の類型から見れば、伝統的薬物犯罪は頭打ちであるとともに少し減少しているのに対して、新たな薬物犯罪の上昇率が顕著である。

伝統的薬物とは、アヘン、ヘロインなどのアヘン類薬物である。新たな薬物は、「実験室薬物」または「化学合成麻薬」と言われる。今、中国で流行っている新たな薬物は、覚せい剤、MDMA (エクスタシー)、ケタラール (ケタミン)、カフェインなどである。「薬物禁止報告」と「2005年～2008年薬物濫用流行趨勢監視測定報告摘要 (以下、「薬物濫用報告」と称する)」の資料によると、近年来、伝統的薬物の犯罪は頭打ちで、少し減少している。それに対して、新たな薬物犯罪の上昇傾向は顕著である。具体的には以下のとおりである。

① 伝統的薬物犯罪について

Ⅰ. 伝統的薬物の押収数

「薬物禁止報告」の資料によると、近年来、押収された伝統的薬物は明らかに減少している。アヘンを例とすれば、1999年に押収された総量は1.19トン、2000年に

押収された総量は2.43トンであり、2001年に押収された総量は2.82トンである。その後は、減少してゆく傾向が見られる。2009年の量は1.30トンであり、2010年の量は1.00トンである（詳しくは、以下の表5を参照されたい⁷⁾）。ヘロインでも、類似の傾向が見られる。1999年に押収されたヘロインは5.36トンであり、2001年の量は13.20トンに達した。その後、若干の起伏はあるが、2005年以降、減少してゆく。2010年の押収量は5.30トンであり、1999年の量よりも少ない（表6を参照されたい⁸⁾）。しかし、2011年の押収量は7.80トンに急増した⁹⁾）。

表5 1999年～2010年に押収されたアヘンの量（トン）

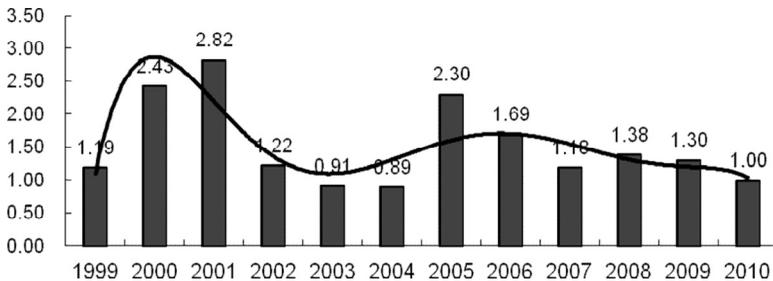
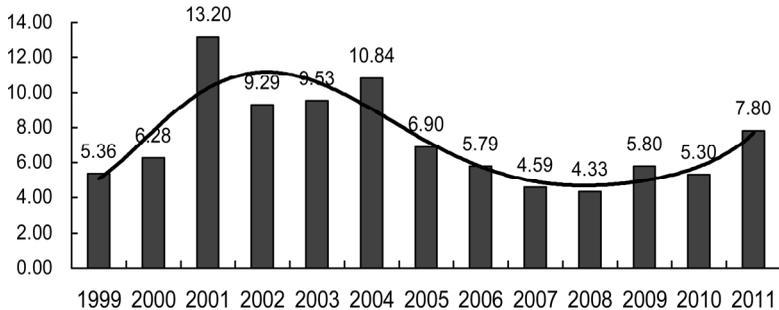


表6 1999年～2010年に押収されたヘロインの量（トン）



7) 国家薬物禁止委員会の「2008年度薬物禁止報告」～「2011年度薬物禁止報告」を参照されたい。

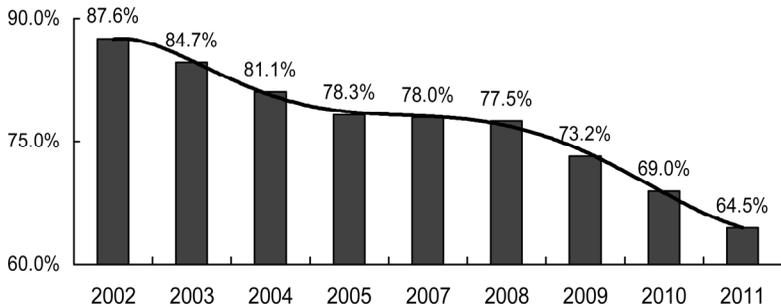
8) 国家薬物禁止委員会の「2008年度薬物禁止報告」～「2011年度薬物禁止報告」を参照されたい。

9) 国家薬物禁止委員会の「2012年度薬物禁止報告」を参照されたい。

II. 伝統的薬物の濫用について

1980年代と1990年代、伝統的薬物の濫用状況は深刻であった。その中でも、ヘロインの濫用がかなりの比率を占めていた。しかし、近年、ヘロインの濫用者の数は減っている。国家薬物濫用監視測定センターにより発表された「薬物濫用流行趨勢監視測定報告摘要」によると、2002年にはヘロイン濫用者の数は薬物濫用者の総数の87.6%を占めており、その後、年ごとに減ってゆき、2009年の比率は73.2%になり（表7を参照されたい）¹⁰⁾、2010年の比率は69.0%、2011年の比率は64.5%と減少した¹¹⁾。

表7 ヘロイン濫用者の比率 (%)



② 新たな薬物犯罪について

1990年代以降、覚せい剤、MDMA を代表とする新たな薬物が、世界中で濫用されるようになってゆく。その影響で、中国では新たな薬物の濫用者も増えてゆく。現在は、伝統的薬物と新たな薬物がともに濫用されている状態である。「薬物禁止報告」と「薬物濫用報告」によると、新たな薬物犯罪は明らかに上昇している。詳しいことは以下のとおりである。

I. 覚せい剤の摘発量及び濫用状況

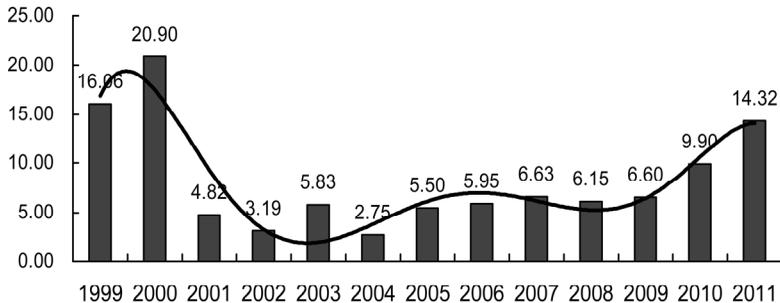
近年では、覚せい剤濫用の上昇速度が最も速い。摘発された量では、2004年以降、ずっと上昇傾向にある。たとえば、2004年の摘発量は2.75トンであり、2007年

10) 公安部薬物禁止局のホームページを参照されたい。http://www.mps.gov.cn/n16/n80209/n80421/2635639.html。

11) 国家薬物禁止委員会の「2011年度薬物禁止報告」と「2012年度薬物禁止報告」を参照されたい。

では、6.63トンになった。2008年の摘発量は少し減ったが、それ以降はまた増える状態である（表8を参照されたい¹²⁾。濫用状況では、覚せい剤の上昇速度が最も速い。「薬物濫用報告」によると、覚せい剤の濫用比率は1.0%から8.2%に増えた。また、新しく摘発された薬物濫用者の中では、覚せい剤濫用者の比率は2.4%（2005年）から22.1%（2008年）に急速に増えた。覚せい剤は最も流行っている薬物になっている¹³⁾。

表8 1999年～2011年に摘発された覚せい剤の量（トン）



II. その他の合成麻薬の濫用状況

近年来、記録されている合成麻薬の濫用人数及び比率によって、新たな合成麻薬の犯罪が上昇している傾向がよくわかる。2005年、合成麻薬の濫用人数は59541人であり、薬物濫用の総人数の6.7%を占めている。2008年、合成麻薬の濫用人数は240902人になり、その比率は21.3%に上昇した。2009年、その人数は360057人になり、比率は27%に上昇した¹⁴⁾。2012年の薬物禁止報告の新たなデータにより、2011年、合成麻薬の濫用人数は58.7万人になり、薬物濫用の総人数の32.7%を占めており、対前年比は35.9%上昇した。合成麻薬の濫用人数は前年より14.6万人増

12) 国家薬物禁止委員会の「2009年度薬物禁止報告」～「2011年度薬物禁止報告」を参照されたい。

13) 国家薬物濫用監督観測センターの「2005年～2008年薬物濫用流行趨勢監督観測報告摘要」を参照されたい。

14) 公安部薬物禁止局のホームページを参照されたい。http://www.mps.gov.cn/n16/n80209/n80421/2635639.html。

え、対前年比は22%上昇した¹⁵⁾。

(3) 薬物製造に関する犯罪が増え、作りやすい薬物化学品の違法行為・犯罪が突出し、中国は伝統的「薬物被害国」から「薬物被害者」且つ「薬物輸出国」に変化している。

① 薬物製造に関する犯罪件数が増えていることは、中国の近年来の薬物犯罪のひとつの特徴である。中国は東南アジアの薬物生産地区と隣接しているため、昔から薬物の被害国である。1980、90年代に入ると、中国は、薬物の通過国から薬物の通過国且つ消費国に変わった¹⁶⁾。しかし、近年來、新たな薬物の氾濫及び合成麻薬の流行に呼応して、中国国内の薬物製造事件は増えてゆく。覚せい剤と MDMA を例にとれば、中国の東南地域では、その製造件数は急速に増えている。2002年、広東省、福建省では、覚せい剤の摘発件数が全国の80%を占めている¹⁷⁾。2004年、広東省において押収された MDMA は270万粒であり、全国の90%を占めている¹⁸⁾。その後は、中国の南から北まで、東から西まで蔓延している。しかも、その覚せい剤はフィリピン、韓国、日本等に密輸出している¹⁹⁾。したがって、中国は、伝統的「薬物被害国」から「薬物被害国」且つ「薬物輸出国」に変化している。

② 作りやすい麻薬化学品の違法行為・犯罪が突出している。1988年国連による「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」に規定されている23種類の薬物製造の化学品はすべて中国において生産されている。そのため、1990年代に入ると、覚せい剤及び MDMA 等の合成麻薬の犯罪事件は増えていた。その化学品を厳しく管理するため、中国政府は、「薬物を生産しやすい化学品の管理条例」を発表した。しかし、「薬物禁止報告」によれば、その犯罪活動はうまく規制されているとは言えない。薬物を生産しやすい化学品の摘発事件はずっと上昇している。2008年～2010年の間、その化学品の不法売買及び密輸事件は1.7万、1.37万、2.34万であり、押収された化学品は113トン、649.1トン、869.11トンである²⁰⁾。

15) 国家薬物禁止委員会の「2012年度薬物禁止報告」を参照されたい。

16) 鄭蜀饒『薬物犯罪に対する法律の適用』（中国：人民法院出版社、2001）8頁。

17) 国家薬物禁止委員会の「2003年度薬物禁止報告」を参照されたい。

18) 国家薬物禁止委員会の「2005年度薬物禁止報告」を参照されたい。

19) 国家薬物禁止委員会の「2003年度薬物禁止報告」を参照されたい。

20) 国家薬物禁止委員会の「2007年度薬物禁止報告」～「2012年度薬物禁止報告」を参照されたい。

2. 中国の薬物犯罪に関する刑事政策

1980年代から、薬物犯罪に対して、中国はずっと「嚴打（嚴罰）」という刑事政策を採用しており、死刑も適用している。「嚴打」とは、「法により重大な刑事犯罪を厳しく且つ速やかに処罰する」という刑事政策の略語であり、中国の伝統的「運動的」統治モデルと「乱世を治めるのは重刑である」という思想の表現である。

(1) 立法措置

① 刑法規定

1979年刑法典が制定された際、「大雑把に立法する」という立法理念の影響で、しかも、当時薬物犯罪は深刻な社会問題ではなかったため、79年刑法における薬物犯罪に関する規定は簡単であり、薬物製造・販売・運送罪だけが定められており、最高刑は有期懲役であった。その後、1982年、全国人民代表大会常務委員会は「経済嚴重的破壊犯罪に対する嚴しい処罰に関する決定」を発表した。その決定により、薬物販売犯罪は最も重い犯罪類型となり、死刑も適用される。それにより、薬物犯罪に対して死刑を適用する時代が始まった。

薬物犯罪に関する刑事立法は、1990年全国人民代表大会常務委員会による「薬物禁止に関する決定」（以下は、「1990年決定」と略す）と1997年刑法により完備された。「1990年決定」は、国際公約における薬物禁止に関する規定内容を参考にし、中国における薬物犯罪の実際状況及び規制にしたがい、薬物犯罪の類型、処罰の基準、違法行為に関する行政処罰及び措置について詳しく規定している。具体的内容は以下のとおりである。Ⅰ. 薬物の概念を規定している²¹⁾。Ⅱ. 薬物密輸・販売・運送・製造罪の量刑基準について具体的且つ明確に規定している。Ⅲ. 未成年者者を利用・教唆して罪を犯させる者に対して、厳しく処罰すると規定している。Ⅳ. 数回にわたり薬物を密輸・販売・運送・製造し、しかもまだ処理されていない犯罪である場合、薬物の数量について累計的に計算する。Ⅴ. 薬物犯罪に関する範囲を拡大している。すなわち、薬物の不法所持罪を定めており、薬物犯罪者の庇護、薬物・薬物資金の隠匿、薬物調合剤の密輸、ケシ・大麻等の不法栽培等を罪と定めており、薬物使用勧誘教唆詐欺強要行為等をも罪と定めている。また、薬物犯罪に関

21) 第1条は、「本決定における薬物は、アヘン・ヘロイン・モルヒネ・大麻・コカイン及び國務院の規定により管制されるその他の依存性のある麻酔薬品と精神薬品である。」と規定している。

する普遍的管轄権 (= 国外犯処罰) の条項を設置している。そのほか、すべての薬物犯罪に対する財産刑を定めている。中国における薬物犯罪の禁止史では、「1990年決定」は一里塚の意味があると言われる²²⁾。

「1990年決定」の規定内容は、1997年刑法に受け継がれている。1997年刑法、すなわち現行刑法の6章7節は、薬物犯罪に関する規定である。「1990年決定」の規定内容以外に、現行刑法は新たな内容を定めている。すなわち、Ⅰ. 覚せい剤が中国において氾濫しているため、覚せい剤を明文で規制薬物の一種と定めている。Ⅱ. 薬物犯罪に対して厳しく処罰するため、「薬物の数量の計算について、その数量をもって計算し、純度は考慮しない。」と規定している。

② その他の法律及び法規

現行刑法以外に、中国はいくつかの法律及び法規を制定した。例えば、1995年國務院による「薬物中毒患者強制治療規定」、2007年「中国薬物禁止法」である。後者は、中国において薬物犯罪の禁止に関し全面的に規定している法律である。「薬物禁止法」により、「薬物禁止は、全社会の共同責任であり」、「薬物禁止は、予防を第一として、総合的に管理し、栽培の禁止、製造の禁止、販売の禁止、及び使用の禁止をともに採用する」という理念を打ち出した。それは、中国における薬物禁止の理念を理念化した表現と言われる。

③ 簡単なまとめ

以上の中国における薬物犯罪に関する立法をまとめると、以下の結論になる。すなわち、Ⅰ. 刑法を先頭とする薬物禁止の法律体系。現在は、刑法、行政法規及び地方的法規を合わせた法律体系となっているが、薬物犯罪に関する立法過程を見れば、長い間、刑法を中心とする法律体系が存在していた。その状況は、2007年薬物禁止法が出た後に、ようやく変化した。薬物犯罪を禁止する際、刑法には重要な役割があると言えるが、薬物犯罪は複雑な社会問題であり、その予防と処罰は全社会に依拠するべきである。刑法を先頭として禁止することは、効果的とは言えないであろう。Ⅱ. 刑事立法により、薬物犯罪を厳しく処罰する立場が強化された。罪名を見れば、79年刑法においては薬物の製造・販売・運送罪しか規定していなかった。その後、97年刑法においては薬物の栽培・製造・密輸・運送・販売・使用等の行為を規定している。そのほか、薬物犯罪をマネーロンダリング犯罪の上位犯罪に

22) 崔敏編集『薬物犯罪の発展趨勢と抑止の対策』(中国：警官教育出版社, 1999年) 317頁。

列挙している。Ⅲ．法定刑では、79年刑法では最高刑は有期懲役であるが、「1982年決定」により、死刑が適用されるようになった。その後、1997年刑法により、死刑は、薬物の密輸・販売・運送・製造に広げられている。そのほか、財産刑・再犯制度の創設もその「厳しい処罰」という理念の反映である。

(2) 主な司法対策

司法対策では、以下の措置が代表的である。

① 薬物禁止委員会の成立

1990年11月、国務院は、全国の薬物禁止の仕事を統一的に指導するため、国家薬物禁止委員会を成立した。現在、薬物禁止委員会は35の機構があり、薬物禁止では重要な役割を果たしている。

② 「薬物禁止の人民戦争」と「専門的処理」

1997年、中国政府は全国において「薬物禁止の人民戦争」という活動を行ったことがある。その規模が最も大きく、影響が最も高いのは、2005年から三年間続いた薬物禁止活動である。この三年間の禁止活動は効果的であった。しかも、それにより、薬物禁止の宣伝、青少年による濫用の予防、国際との禁止協力等の側面では、効果があったと言える。しかし、その「戦争的」禁止活動は間歇的であるため、欠点がないわけではない。

③ 寛大さと厳しさを合わせる刑事政策と薬物犯罪の懲罰

1983年、中国政府は「厳打」という刑事政策を言い出した。その刑事政策は社会治安総合的管理の主要な環及び社会主義法制精神の具体的表現と見なされている²³⁾。しかし、国家の司法資源を大量に消耗したにもかかわらず、治安状況を根本的に変更したわけではない。法治建設の発展にしたがい、「厳打」という刑事政策に関する反省も行われている。21世紀に入ると、調和社会（和諧社会）という理念が打ち出された。その影響で、2005年末、中国政府は「寛大さと厳しさを合わせる刑事政策」と言い出した。その刑事政策の基本的意味は、「厳打」という理念を維持し、厳しい刑事犯罪に対して法により厳しく処罰するとともに、法により寛大に処理する側面をも重視すべきであるということである。「寛大さと厳しさを合わ

23) 肖揚編集『中国刑事政策と策略問題』（中国：法律出版社、1996年）156～161頁。

せる刑事政策」は、昔の「処罰と寛大を合わせる」刑事政策の継承と発展であり、「犯罪をもっぱら厳しく処罰するモデル」をある程度修正した。

「寛大さと厳しさを合わせる刑事政策」は、薬物犯罪に関する刑事政策の変更に影響を与えた。特に薬物犯罪に対する死刑の適用である。すなわち、Ⅰ. 薬物犯罪に対する死刑の適用基準について、最高法院は、「薬物の数量は、死刑裁量の重要な情状であるが、唯一の情状ではない。被告人に対して死刑を適用する際、薬物の数量、危害結果、被告人の主観悪性、人身への危険性、犯罪のその他の情状、当地の薬物犯罪の状況等の要素を考え、事件ごとに処理すべきである。」と何度も強調したことがある。それにより、司法実務では「数量を唯一の基準とする」やり方は変わった。Ⅱ. 薬物犯罪に対する死刑の適用基準について、死刑は最も厳しい薬物犯罪にしか適用しない。行為者が薬物密輸等を犯し、その数量が刑法の規定基準に達した場合でも、法定の軽い情状があれば、死刑を科さなくてもよいのである。Ⅲ. 薬物運送罪に対する死刑の適用について、薬物運送罪が薬物犯罪では重要な比率を占めている。例えば、雲南省では、数年来、薬物運送事件は薬物犯罪事件の80%以上を占めている²⁴⁾。しかし、薬物密輸等の犯罪行為と比べれば、薬物運送行為の危険性はより低い。そのため、その運送行為に対しては、死刑を制限的に適用すべきである。「寛大さと厳しさを合わせる刑事政策」の影響で、薬物運送事件と薬物密輸・販売・製造事件とを区別して、異なる量刑基準が定められている²⁵⁾。

近年来、薬物犯罪に対する死刑政策には重大な変更があり、死刑の適用も大幅に減少したが、薬物犯罪に対して厳しく処罰する理念は実際には変わっていない。例えば、2008年9月24日、最高人民法院の張軍副院長は、「薬物犯罪事件に関する座談会」において、「目前の薬物犯罪の状況に基づき、『嚴打』という理念を堅持すべきであり、重大な薬物犯罪を厳しく処罰すべきである。」と強調した。すなわち、「まず、薬物犯罪に対して法により厳しく処罰するという指導思想を樹立すべきである。次に、危害がより重大で、事件の発生率がより高い薬物犯罪に対して厳しく処罰すべきである。その中で、薬物の数量が多く、その主観的悪性が深刻で、人身への危険性が高く、犯行がきわめて悪質な犯罪者である場合、死刑に処すべきであれば、法により死刑に処すべきである。」と。この指導思想は薬物犯罪の量刑等に影響を与えている。薬物犯罪の既遂と未遂を例にとれば、刑法規定により、薬物の

24) 周道鸞「薬物犯罪の刑事政策と法律適用——雲南省薬物犯罪に関する調査」刑法評論 2006年2号285頁。

25) 周道鸞「薬物犯罪の刑事政策と法律適用——雲南省薬物犯罪に関する調査」刑法評論 2006年2号284頁。

密輸・販売・運送・製造罪は行為犯であり、未遂状態であるが、司法実務では、「既遂と未遂を認定する際、判定しにくい場合、薬物犯罪を厳しく処罰する理念に基づき、既遂と認定すべきである。²⁶⁾」また、薬物犯罪を規制するため、司法実務では特別な調査手段を採用することが許されている。

3. 薬物犯罪に関する刑事政策の調整について

過去20年以上の薬物犯罪禁止の歴史を見れば、薬物犯罪に対して中国政府は少なからぬ取り組みを行ってきており、その処罰は厳しくないわけではないのに、予想どおりの効果を挙げてはいない。そのため、薬物犯罪に関する伝統的刑事政策について考察及び展望を行うべきである。

(1) 「厳打」、薬物犯罪の規律と処罰

1980年代以来、「厳打」という刑事政策は、薬物犯罪に関する基本的立場である。実に、薬物犯罪だけではなく、すべての犯罪に対して、当時、中国政府は「厳打」という政策を堅持していた。1979年刑法第1条は「処罰と寛大を合わせる」と規定していたが、1983年に「厳打」という運動が始まると、「処罰と寛大を合わせる」ことに替わって、「厳打」が当時の基本的刑事政策になった。実際、「1983年厳打運動」以外にも、「1996～1997年厳打運動」と「2001～2002年厳打運動」を行ったことがある。それらの運動について、今の考え方は以下のとおりである。中国は改革・開放をしているのであるから、社会経済、組織結構、就職方式、利益関係、分配方式等の多様化により、刑事犯罪は長い間多発状態となるのは当然である。そのため、「厳打」は有益であると言える。しかし、そのよくない側面もある。すなわち、まず、刑罰の（威嚇的——訳者注）一般予防効果を強調しすぎるため、特別予防効果を看過してしまう。次に、「厳打」は重刑主義ではないが、重刑主義にチャンスを与える。次に、量刑の基準が曖昧になるかもしれないため、刑法に関する信頼感も失う可能性がある。最後に、「厳打」は運動的に行われるため、人治主義の色彩がある²⁷⁾。

以上の見解は正しいと思われる。「厳打」運動は、有限な国家資源を集中的に利

26) 2008年9月24日張軍による「薬物犯罪事件に関する座談会」、高貴君編集『薬物犯罪裁判の理論及び実務』（中国：人民法院出版社、2009年）748～749頁。

27) 孫国祥「刑事一体化の視角における『厳しい処罰』に関する理性的思考」江蘇行政学院学報2004年4号100頁。

用して社会の主要な問題を解決することに有益であり、合理性があると言わざるを得ない。犯罪に対して国家が毅然とした態度を取り、社会の安全と安定を維持するため、「仕方ない」選択である²⁸⁾。しかし、それは、非常事態の管理モデルであり、社会の深層原因に触れることができない。そのため、犯罪の予防にはそれほど効果的とは言えない。しかも、その運動的な執行方式は法治主義と矛盾している。法治社会は常態社会であり、社会管理と運営は制度と規範に頼るべきである。そのため、国家管理の核心は、制度規範、適法手続き及び官庁であり、国家機関の構造、機能及び資源を強調すべきであり、非常事態の運動モデルに頼るわけではないのである²⁹⁾。その意味では、「厳打」モデルは、法治社会の建設という目標と一致していないため、犯罪規制の過程では「過渡的」役割しか果たさない。

薬物犯罪の場合には、「厳打」は積極的機能を有する。しかし、その他の犯罪と異なり、薬物犯罪には特別な特徴がある。それにより、その他の犯罪より、薬物犯罪に対して「厳打」という政策はますます効果的ではない。すなわち、薬物は依存性を有する。例えば、アヘンとヘロインは特にそうである。MDMA はアヘンのように強くないが、長い間使うとやはり依存症になる。そのため、薬物濫用の人数はある程度で底を打ち、薬物の需要量もある程度で底を打つ。その需要量は、薬物の供給量を決め、最終的に薬物犯罪の数を決めている³⁰⁾。したがって、「厳打」という刑事政策は、薬物犯罪の規制に積極的役割はあるが、消極的影響もある。すなわち、薬物犯罪に対して厳しく処罰すると、薬物犯罪のコストが高くなり、薬物の供給量が減るため、その価格が高くなり、薬物犯罪による不法利益も高くなる。それは新たな犯罪を引き起こすかもしれない。

そのゆえ、厳しい処罰だけでは薬物犯罪を効果的に規制できない。薬物犯罪に対して「厳打」という刑事政策を堅持するとしても、事後処罰から事前の「薬物濫用予防」へ変更するほうがよいのである。詳しくいえば、薬物濫用者に対して、再び濫用することを防止すべきである。薬物の供給では、国際社会と協力して犯罪者を逮捕するとともにその伝統的生産地で薬物に替わりその他の植物を栽培すべきである。例えば、近年、中国政府は、ミャンマー及びラオスで薬物に替わるその他の植物の栽培を援助している。「それが薬物犯罪を根本的に治す政策である。³¹⁾」と評

28) 唐皇風「常態社会と運動的管理」開放時代2007年3号120頁, 126頁。

29) 唐皇風「常態社会と運動的管理」開放時代2007年3号117頁。

30) 鄭永紅「薬物犯罪に関する法経済学分析」貴州警官職業学院学报2008年2号37頁。

31) 鄭蜀鏡「薬物犯罪の規律に関する新たな認識と薬物禁止政策に関する新たな思考」法律適用2007年12号49頁。

価されている。また、合成麻薬の氾濫にともない、化学工業国としての中国はより多くの努力で合成麻薬の原料の生産及び使用を規制すべきである。

(2) 薬物犯罪と死刑適用の正当性

薬物犯罪が最も重い罪であるか否かということについて、これを肯定する見解がある³²⁾。だが、大多数の見解によると、薬物犯罪を最も重い罪とみることは、国連人権委員会（UN Human Rights Committee）と国連司法外・簡易・恣意的処刑に関する特別報告員（UN Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions）の立場に反する。1996年、この特別報告員は、「経済犯罪と薬物犯罪に対する死刑は廃除されるべきである。この側面では、本報告員は、中国、イラン、マレーシア、シンガポール、タイ及びアメリカに対して特別な関心を表すつもりである。以上の国の立法では、経済犯罪と薬物犯罪に対する死刑を留保している。³³⁾」と述べている。2006年度の報告では、「薬物犯罪は最も厳しい犯罪に該当しない。……それゆえ、薬物犯罪に対して死刑を適用することは、人の生命権に反する。³⁴⁾」と再び強調している。

また、国際危害減少協会は、各国における薬物犯罪に対する死刑の適用状況について調査したことがある。その調査データによると、2010年3月末で、32の国または地域が薬物犯罪に対して死刑を規定している³⁵⁾。死刑の実際の適用状況により、当該協会は以上の32の国または地域を三種類に分けている。すなわち、死刑を規定しているのに適用しない国、死刑適用率の低い国、及び死刑適用率の高い国である。その中で、中国、イラン、サウジアラビア、ベトナム、シンガポール、マレーシアは死刑適用率の高い国と見なされている³⁶⁾。

刑法において薬物犯罪に対する死刑を規定して以来、薬物犯罪は刑法における最

32) Patrick Gallahue and Rick Lines, *The death penalty for drug offences: Global overview 2010*, The International Harm Reduction Association, London, 2010, p. 9.

33) Rick Lines, *The death penalty for drug offences: a violation of international human rights law*, The International Harm Reduction Association, London, 2007, p. 20.

34) Patrick Gallahue and Rick Lines, *The death penalty for drug offences: Global overview 2010*, The International Harm Reduction Association, London, 2010, p. 14.

35) Patrick Gallahue and Rick Lines, *The death penalty for drug offences: Global overview 2010*, The International Harm Reduction Association, London, 2010, p. 19-20.

36) Patrick Gallahue and Rick Lines, *The death penalty for drug offences: Global overview 2010*, The International Harm Reduction Association, London, 2010, p. 19-20.

も重い罪と認められている。それについて、通説は当然であると考えている。しかし、薬物犯罪を最も重い罪と認める理由は十分ではないと思われる。すなわち、Ⅰ. 薬物の密輸・販売・運送・製造罪は行為犯であり、薬物の生産及び流通過程で行われる。その保護法益は薬物に対する国家管理秩序である。それに対して、薬物犯罪の最終的危害結果はその使用過程にある。したがって、薬物犯罪の最終的危害結果にとって、流通過程での密輸等はただの予備的行為である。その行為に対して死刑を科すことには合理性がないのである。Ⅱ. 因果関係から見れば、密輸等と薬物の危害結果とは間接的な関係であり、薬物濫用者の使用行為の介入を必要とする。薬物濫用者は薬物の使用について自由意思があるため、自身の意思に基づく使用行為及びその危害結果について、他人の密輸行為によるものと考えるのは妥当ではないであろう³⁷⁾。したがって、最終的法益侵害と異なり、薬物の密輸・販売・運送・製造行為は他人の自傷行為に可能性を提供するのみである。直接的加害行為ではなく、生活または健康利益を侵害する実害行為とみなすことはできないのである³⁸⁾。その重さは殺人罪と同じではない。薬物犯罪を最も重い罪とみなすことは、薬物濫用者自身の問題及び密輸等と薬物の危害性との間接的な因果関係を看過している。Ⅲ. 他の犯罪と異なり、薬物の密輸等の犯罪では、具体的被害者はいないのである。というのも、密輸等の過程で摘発すれば、使用過程に入らないため、被害者はいないからである。したがって、薬物密輸等の行為を最も重い罪と見なすことは、近代刑法における「個人責任原則」と矛盾している。

そのため、薬物の密輸・販売・運送・製造行為を最も重い罪とみなすことは、妥当ではなく、それらの行為に死刑を科すことには合理性がない。しかも、死刑を廃除しようとする国際的な背景では、死刑により薬物犯罪を処罰することも、妥当ではないであろう。

(3) 薬物犯罪の刑事政策と新たな薬物犯罪(濫用)の予防及び処理

以上に述べたように、薬物犯罪の規律及び特徴により、薬物犯罪に対する規制は、「事後の処罰」から「事前の予防」へ変更するほうがよい。しかも、新たな薬物が氾濫することにもない、新たな薬物に対する予防は、目前の中国の最も重要な課題である。

外国の薬物犯罪はおおむね伝統的薬物犯罪から新たな薬物犯罪へと発展する歴史

37) See Jonathan Herring, *Criminal Law*, Palgrave Macmillan Press, 2012, p. 40.

38) 張天一「重刑化政策における薬物犯罪に関する検討」月旦法学雑誌2010年5号110頁。

があり、中国もそのような趨勢にある³⁹⁾。中国では、アヘン・ヘロイン等の伝統的薬物の危害性については、よく知られている。それに対して、新たな薬物の危害性について、多くの人はまだよく知っているわけではない。近年のアンケート調査によると、80%以上の者は、合成麻薬の使用は普通の消費態様であると考えている。その合成麻薬の危害性については、70%の者が重大な危害性はないと考えている。しかも、「新たな薬物のよいところ」について、大多数の使用者は、リラックスまたは時間つぶしと答えている⁴⁰⁾。そのため、新たな薬物の危害性を宣伝するとともに、その主な使用場所であるバーまたはホテル等で規制すべきである。

また、未成年者による薬物濫用は薬物犯罪規制の最も重要な問題であると思われる。調査データによると、1999年に記録されている薬物使用者は68.1万人であり、その中で、35歳以下の者は78%を占めている。その後、その比率は少し減ったが、まだ高いと言える。2005年のその比率は69.3%である。2005年以降、中国の薬物禁止年度報告では青少年者の薬物濫用比率を発表していなかったが、その比率はまだ高く、薬物濫用の低齢化がまだ突出している⁴¹⁾と述べている。例えば、2010年に摘発された新たな（合成）薬物濫用者の平均年齢は29.8歳であり、ヘロイン濫用者の平均年齢より5.9歳下である。また、国家薬物禁止事務室の職員によると、2008年に摘発された1990年以降生まれの薬物濫用者は1.7万人であるが、2009年にはその数は3.7万人に急増しており、1年以内で115%増えた⁴²⁾。それゆえ、青少年者による新たな薬物濫用の増加及びそれによる犯罪問題は、これから中国において薬物犯罪規制の最も肝心な問題になるように思われる。

39) 何栄功「十年来わが国における薬物濫用の趨勢と特徴に関する実証的分析」遼寧大学学报（社会科学版）2012年2号119頁。

40) 周躍五「新たな薬物の誤りに落ちるな」人民日報2011年6月29日。

41) 何栄功「十年来わが国における薬物濫用の趨勢と特徴に関する実証的分析」遼寧大学学报（社会科学版）2012年2号121頁。

42) 王茜「青少年者の墮落に注意しよう——わが国における合成麻薬濫用の低齢化」南方週末2011年6月22日。